# TMI 総合法律事務所
# 中 国 最 新 法 令 情 報

－2026 年 10 月号－

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

## ― 目 次 ―

I. 最新法令情報（2026 年 9 月中旬～2026 年 10 月中旬）
- 最高人民法院による刑事犯罪に関わる民事紛争事件の審理に関する若干問題についての規定
- 国務院による未成年者の健全かつ安全なインターネット利用の保障に関する規定（意見募集稿）

II. 中国法務の現場より
- 改正商標法の施行準備と税関における知的財産権協同保護に関する留意点

III. バックナンバー

◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含むものではありません。

◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。


©TMI Associates All Right Reserved

## I. 最新法令情報（2026 年 9 月中旬～2026 年 10 月中旬）

### ◆ 最高人民法院による刑事犯罪に関わる民事紛争事件の審理に関する若干問題についての規定[1]

最高人民法院　2026 年 9 月 21 日公開　2026 年 9 月 22 日施行

#### 1. はじめに

2026 年 9 月 21 日、最高人民法院は「刑事犯罪に関わる民事紛争事件の審理に関する若干問題の規定」（以下「**本規定**」という。）を公開し、同年 9 月 22 日から施行した[2]。本規定は全 24 条からなり、増加かつ複雑化しつつある民事・刑事交叉事件の審理に向けた指針を提供するものである。

いわゆる「民事・刑事交叉事件」とは、同一の行為が刑法規範と民法規範の双方による規律の対象となり、民事紛争と刑事犯罪とが相互に絡み合い、関連し合う事件をいい[3]、実務上は、かねてより「刑事手続先行・民事手続後行」[4]（先に刑事手続を処理し、その後に民事手続を処理すること）という不文のルールが適用されてきた。「刑事手続先行・民事手続後行」は、一部の事件の解決において、被害者に対しより有力な救済を与えるうえで資するものであるが、一律に適用すると、当事者による権利救済の実現を遅延させ、ひいては阻害するおそれもある。本規定の施行は、民事・刑事交叉事件につき手続及び実体の両面のルールを提供し、「同一事実」と「関連事実」との区別を通じて「刑事手続先行・民事手続後行」の適用限界を画し直すことにより、刑事訴訟手続と民事訴訟手続との全体的な協調を推進し、権利者の適法な権益を迅速かつ実効的に保障するものである。

#### 2. 要点

##### （1）基本要求と概念

本規定は、民事・刑事交叉事件の審理における基本要求として、刑事訴訟手続と民事訴訟手続との有機的連携及び全体的協調を重視することを定め、事件の処理が、法律適用の統一に資すること、当事者の適法な権益を迅速かつ実効的に保護すること、並びに法治に基づくビジネス環境の整備に資するよう求めている[5]。

また、民事・刑事交叉事件を、民事紛争と刑事事件とが同一の事実に係る「競合型」（当事者及び基本的事実が同一である場合）と、関連する事実に係る「関連型」とに類型化している[6]。この類型区分の制度的機能は、二つの異なる権利実現の経路にそれぞれ根拠を与える点にある。競合型の事件については、民事責任と刑事責任とが同一の主体及び同一の基礎事実を指向するため、被害者は、刑事附帯民事訴訟又は違法所得の追徴・返還命令[7]等の手続を通じて損失の填補を図ることができ、刑事手続を先行させることには、集中的な処理と責任の追及の面で便宜がある。これに対し、関連型の事件については、民事上の請求が向けられる責任主体は通常、刑事被告人本人ではないため、刑事手続が債権者の給付請求に直接応えることは困難である。それゆえ、民

[1] 「最高人民法院关于审理涉及刑事犯罪的民事纠纷案件若干问题的规定」
[2] https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/512441.html
[3] 本規定第 2 条は、刑事犯罪に関わる民事紛争事件につき、当該民事紛争と刑事事件とが同一の事実に係るか、又は関連する事実に係る事件であると定義している。
[4] 中国語で「先刑后民」という。
[5] 本規定第 1 条
[6] 本規定第 2 条
[7] 中国語で「追缴、责令退赔」という。


©TMI Associates All Right Reserved

事手続の独立した遂行を認め、「民事手続と刑事手続の並行」により、権利救済が刑事手続を理由に長期にわたり棚上げにされることを回避する必要がある。

### （2）手続規則

#### ア　受理規則

本規定は、関連型の民事・刑事交叉事件につき、法に基づき受理すべき具体的な場合を列挙している[8]。すなわち、当事者が、犯罪の容疑を有し、又は犯罪を構成する行為（以下「**犯罪構成行為**」という。）に関連するが同一ではない事実に基づき民事訴訟を提起する場合において、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、人民法院は法に基づき受理しなければならない。

① 行為者が法人、非法人組織又は他人の名義で契約を締結した行為が犯罪を構成し、相手方が、犯罪を構成しない法人、非法人組織又は他人に対し民事責任の負担を請求する場合
② 法定代表人、責任者又は職員の職務行為が犯罪を構成し、契約の相手方又は不法行為に係る損害賠償請求権者が、犯罪を構成しない法人又は非法人組織に対し民事責任の負担を請求する場合
③ 債務者が締結した主契約に係る行為が犯罪を構成する場合において、債権者が、債務者の共同正犯に当たらない担保人に対し民事責任の負担を請求する場合
④ 債務者が二人以上おり、そのうち一部の債務者の行為が犯罪を構成する場合において、債権者がその他の債務者に対し民事責任の負担を請求する場合
⑤ 不法行為が犯罪を構成する場合において、被保険者、保険契約の受益者又はその他の賠償請求権者が、保険者に対し保険金の支払いを請求する場合
⑥ 犯罪構成行為に関連するが同一ではない事実に基づき民事訴訟を提起するその他の場合

#### イ　分離審理の原則と訴訟中止の厳格な要件

本規定は、関連型事件における「分離審理」の原則を確立している。すなわち、上記のとおり受理された民事事件は、関連する刑事事件と分離して審理され、刑事訴訟手続の影響を受けないものとされ、民事事件の基本的事実の認定が刑事事件の審理結果を根拠としなければならず、かつ刑事事件がなお審理を終えていない場合に限り、民事訴訟の中止を裁定することができる[9]。

また、当事者が刑事事件の受理受領書等をもって訴訟中止を申請したものの、人民法院の審査の結果、訴訟中止の要件を満たさないと認められる場合、又は関係機関が刑事事件の立件を理由に移送を求めたものの、人民法院の審査の結果、同一事実に該当しないと認められる場合には、中止の申請又は移送の要求は支持されず、民事事件は引き続き審理される[10]。これらのルールにより、訴訟中止の適用要件は、「刑事事件に係ること」から、民事の基本的事実が刑事の審理結果を根拠とすることへと限縮され[11]、民事手続の独立性が保障されている。

#### ウ　刑事手続の終了後の民事上の訴権

関係機関が立件しないこと又は事件の取消しを決定した場合、人民検察院が起訴しないことを決定した場合、又は確定裁判が無罪若しくは刑事責任を負わないことを宣告した場合には、当事者が同一事実に基づき民事訴訟を提起するとき、人民法院は法に基づきこれを受理しなければならない[12]。また、刑事附帯民事訴訟に係る裁判が確定した後、当事者が新たに生じた医療費、介

[8] 本規定第３条
[9] 本規定第４条
[10] 本規定第５条
[11] 本規定第４条
[12] 本規定第15条第１項


©TMI Associates All Right Reserved

護費等につき改めて訴えを提起する場合には、これを受理すべきである[13]。

**エ　事実認定及び証拠規則**

確定した刑事裁判が認定した事実は、民事訴訟に対する先決的効力を有するが、反対証拠により覆すことは許容される[14]。事実が覆された場合には、民事事件を審理する人民法院は、当該刑事裁判を下した人民法院に書面により通知し、後者が原判決に誤りがないと認めるときは、共同の上級人民法院に審査処理を上申することになる。

刑事上の確定の根拠とされず、かつ排除されていない被疑者・被告人の供述、証人証言等については、民事訴訟において証拠の対質及び確認を経たうえで、人民法院が採否を決定する[15]。また、刑事訴訟の証明基準に達しなかったため、刑事裁判において認定されなかった事実であっても、民事事件において民事訴訟の証明基準に達する場合には、法に基づきこれを認定することができる[16]。

これらのルールは、事実認定及び証拠採用の限界について規定を設けたものであり、民事・刑事交叉事件における事実・証拠の認定の境界を具体化し、刑事証明基準と民事証明基準の相互の独立性を示すものであり、刑事手続における証拠評価が民事の事実認定を不当に拘束することを回避している。

**オ　追徴・返還賠償及び破産手続との連携**

当事者が刑事被告人以外の主体に対し民事責任の負担を請求する場合において、相手方が、追徴・返還賠償を通じて既に賠償を受けた部分の控除を主張するときは、人民法院はこれを支持する。民事裁判確定後、執行手続において被執行者が同様の主張をした場合にも、同様に支持される[17]。このルールは、民事救済と刑事追徴との間の二重弁済を防止し、損失填補機能における両手続の連携を維持することを趣旨とする。

また、本規定は、「刑事手続と破産手続の並行」のルールを確立している。すなわち、法人等が犯罪の容疑により刑事訴訟手続に係属した後、当事者が当該法人等の破産を申請し、受理の要件に適合する場合には、人民法院は法に基づきこれを受理することができ、破産手続と刑事訴訟手続とは、それぞれ進行することができる[18]。これにより、違法所得の追徴と破産財産の回収との連携が図られ、刑事被害者と破産債権者の適法な権益を統一的に保護することに資する。このルールを、職員が法人等の名義で犯罪を実施したものの、法により法人犯罪として処理されない場合にまで拡張するものである[19]。

**（3）実体規則**

**ア　一般原則：刑事事件に係る契約の効力**

行為者が契約を締結した行為が犯罪を構成する場合であっても、当該契約の効力及び被代理人等に対する効力の有無は、民法典の規定に従って認定すべきである[20]。本条は、実体面におい

[13] 本規定第12条
[14] 本規定第6条
[15] 本規定第7条
[16] 本規定第8条
[17] 本規定第9条
[18] 本規定第11条第1項、第2項
[19] 本規定第11条第3項
[20] 本規定第17条


©TMI Associates All Right Reserved

て、手続面の「民事手続と刑事手続の並行」と呼応するものである。刑事上の有罪認定が民事上の評価に取って代わるものではなく、契約の効力は民法典に基づき独立に判断され、刑事事件に係ることを理由に当然に無効となるものではない。

**イ　悪意通謀について**

法定代表人、責任者又は代理人が相手方と悪意で通謀し、法人又は非法人組織の名義で締結した契約が犯罪を構成する場合において、当事者が民法典第 154 条を援用して契約の無効を主張するときは、人民法院はこれを支持しない。ただし、相手方が当該契約が法人に対して効力を生ずることを主張する場合にも支持されず、法人又は非法人組織が追認した場合を除く。法人又は非法人組織がこれにより損失を被り、通謀した行為者及び相手方に対し連帯責任の負担を請求するときは、これを支持する[21]。本条は民法典第 164 条と連携し、代理に関する制度的枠組みに立ち返るものであり、悪意通謀が犯罪を構成する場合であっても、契約は民法典第 154 条により当然に無効となるわけではなく、法人等に追認権が与えられるとともに、行為者及び相手方に連帯責任を負わせる請求権が認められている。

**ウ　詐欺等の犯罪について**

本規定は、「代理（代表）権限」を核心とする二分構造を構築している。すなわち、行為者が法人等の名義で契約を締結し、詐欺、契約詐欺、貸付金詐取等の犯罪を構成する場合において、有権代理（代表）に該当するか、又は表見代理を構成するときは、相手方が、当該契約が法人等に対して効力を生じ、法人等が債務不履行責任を負うと主張すれば、法に基づきこれを支持し、無権代理に該当し、かつ表見代理を構成しないときは、当該契約は法人等に対して効力を生じないが、法人に過失がある場合には、民法典第 157 条を参照して相応の賠償責任を負う[22]。法定代表人、責任者又は職員が法人等の名義で契約を締結し、上記の犯罪を構成した場合には、前項の規定を参照して処理すること[23]。上記の規定により、会社は「担当者の個人的な犯罪」を理由に契約責任を一律に免れることができなくなり、他方、相手方は、刑事上の追徴の結果ではなく代理規則に基づいて求償を構成することが可能となる。

**エ　職務上横領・資金流用について**

行為者が法人又は非法人組織の名義で契約を締結し、取得した財物を不正に占有し、又は流用した行為が、職務上侵占、資金流用等の犯罪と認定された場合において、相手方が、当該契約が法人又は非法人組織に対して効力を生じ、その違約責任を負うことを主張するときは、人民法院は法に基づきこれを支持する。相手方が損失の発生について過失があるときは、相応の損害賠償額を減額することができる[24]。職務上侵占及び資金流用が侵害するのは会社の内部財産であって、取引自体が犯罪行為の媒体となるものではないため、犯罪の被害者である会社は、職員の犯罪を理由として、その対外的な取引の意思表示を否定することはできない。また、相手方の過失に基づく責任軽減事由は、リスク配分を、締約における双方の注意の程度へと立ち返らせるものである。

**オ　担保責任について**

本規定は、主契約が犯罪を構成する場合における担保契約の効力の問題を定めている。すなわち、債務者が締結した主契約が犯罪を構成し、債権者が担保人を訴えた場合には、人民法院は主契約の効力を審査する。主契約は有効であるものの、債務者が詐欺若しくは強迫により担保人に

[21] 本規定第 18 条
[22] 本規定第 19 条
[23] 本規定第 19 条第 2 項
[24] 本規定第 20 条


©TMI Associates All Right Reserved

担保を提供させ、債権者がこれを知り、又は知るべきであった場合、又は債権者が担保契約の締結に際して詐欺・強迫等の行為に出た場合には、担保人は、権利行使期間内に担保契約の取消しを請求することができる。担保契約が無効又は取り消された後の担保人の過失及び賠償責任の認定については、その職業上の身分、認識能力、債務者との関係等の事情を総合的に考慮すべきであり、債権者が合理的な審査義務を尽くさず損失の発生について過失がある場合には、担保人は、責任を適度に軽減されることを主張することができる[25]。本条は、担保人の救済を、主債務者の犯罪という事実そのものではなく、担保契約自体の取消事由に位置付けるものである。

## ◆ 国務院による未成年者の健全かつ安全なインターネット利用の保障に関する規定（意見募集稿）[26]

国家インターネット情報弁公室　2026 年 9 月 18 日公布　意見募集期限：2026 年 10 月 17 日

### 1. はじめに

2026 年 9 月 18 日、国家インターネット情報弁公室は、「国務院による未成年者の健全かつ安全なインターネット利用の保障に関する規定（意見募集稿）」（以下「**本意見募集稿**」という。）を公布し、広く社会から意見を募集した。意見の募集期限は 2026 年 10 月 17 日である[27]。本意見募集稿は、全 25 条からなり、「未成年者保護法」「サイバーセキュリティ法」「個人情報保護法」等の法律を根拠として、未成年者ユーザーの識別、情報内容の管理、アルゴリズムガバナンス、未成年者モードの構築並びにスマート端末及びアプリケーション配信プラットフォームの協同義務をめぐり、体系的な仕組みを定めたものである。

既存の規範と比較すると、本意見募集稿の規範上の特徴は、一般的な保護原則を付加することにあるのではなく、「未成年者の最善の利益の原則」を、実行可能な年齢層別・類型別の義務構造へと転化させた点にある。すなわち、年齢を層別の基準とし、サービスの類型を分類の基準として、保護措置を「提供の禁止」「未成年者モードによる提供を要するもの」及び「一般的な管理義務」の三つの階層に区分している。

### 2. 要点

#### （1）適用範囲

本意見募集稿は、適用範囲を三類型の行為として定める。すなわち、未成年者に対するネットワークサービスの提供、スマート端末製品の研究開発・製造、並びにアプリケーション配信プラットフォームを通じたアプリケーションの提供である[28]。また、「未成年者の最善の利益の原則」を確立するとともに、ネットワークサービス提供者、スマート端末製品製造者及びアプリケーション配信プラットフォームサービス提供者に対し、本意見募集稿、国家の関係規定及び標準に従って未成年者モードを提供することを求めている[29]。これにより、未成年者保護義務の主体は、ネットワークサービス提供者から、端末の製造及び配信の段階へと拡大され、「サービス－端末－配信」の三者連携による義務構造が形成される。

---

[25] 本規定第 21 条
[26] 「国务院关于保障未成年人健康安全使用网络的规定（征求意见稿）」
[27] https://www.cac.gov.cn/2026-09/18/c_1791482017777471.htm
[28] 本意見募集稿第 2 条
[29] 本意見募集稿第 3 条


©TMI Associates All Right Reserved

### （2）提供が禁止されるサービス

ネットワークサービス提供者が未成年者に対して提供してはならない五類型のネットワークサービスが、ネガティブリストの形式で列挙されている [30]。すなわち、①見知らぬ他人とのネットワーク社交サービス（ただし、十六歳以上で、自己の労働収入を主たる生活源とする未成年者に対して提供する場合を除く）、②仮想親族、仮想パートナー等の仮想親密関係サービス、③未成年者の過度の没頭を誘導する等、未成年者の心身の健康を害し、又はその健康を著しく損なうおそれのあるネットワークサービス、④十六歳未満の未成年者に対するネットワークライブ配信発表サービスの提供、⑤法律、行政法規及び国家の関係規定において明確に定められたその他のサービス、である。

本条の規範上の特徴は、年齢による層別を私法上の行為能力の概念と結び付けた点にある。十六歳以上で、自己の労働収入を主たる生活源とする未成年者は、民法典上、完全な民事行為能力者とみなされるが [31]、第①号の例外規定はこれと整合する。また、第②号の仮想親密関係サービスの禁止は、人工知能による擬人化インタラクションがもたらす心理的依存のリスクに対応するものであり、「原則禁止」という規制手法を採用するものであり、関連製品に対するユーザー識別、サービスの参入及び機能の分離について、より高い要件を課している。

### （3）未成年者モードによる提供を要するサービス

ネットワークサービス提供者が、十六歳未満の未成年者に対してサービスを提供する場合に、未成年者モードを通じて提供しなければならないものとして、第一に、ネットワーク音声・動画サービス、ネットワークライブ配信発表サービス以外のその他のネットワークライブ配信サービス及びネットワークゲームサービス、第二に、ネットワーク社交サービス（ウェイボー、フォーラム・コミュニティ、グループ、モーメンツ、ダイレクトメッセージ、コメント欄等を含む）、第三に、未成年者の認知に影響を及ぼすおそれのある人工知能サービス、第四に、その他重要な影響を及ぼすおそれのあるネットワークサービスが列挙されている [32]。

### （4）ユーザー識別義務

ネットワークサービス提供者は、未成年者ユーザーを識別する能力を備えるとともに、法定身分証明書、国家ネットワーク身分認証公共サービス、分散型デジタル身分認証公共サービス、非保存型単回顔認証、行動特徴識別等の方法を総合的に運用して識別の精度を向上させること、並びに必要な措置を講じて未成年者の個人情報の安全を保障することが求められている [33]。本条は、識別義務を課すと同時に、「非保存型」等の必要最小限の技術的制限により、ユーザー識別と個人情報保護との均衡の問題に応えている。また、実名認証を経た若しくは未成年者ユーザーと識別されたユーザーに対しては、提供が禁止されるサービスを提供してはならず、未成年者モードによる提供を要するサービスを提供する場合には、規定に従って当該サービスを未成年者モードに切り替えなければならない [34]。

### （5）アルゴリズムガバナンスについて

ネットワークサービス提供者に対しては、アルゴリズムのメカニズム・仕組みの審査、科学技術倫理の審査、情報内容管理、ネットワーク・データ安全管理等の制度を確立し、かつ健全化する

[30] 本意見募集稿第４条
[31] 民法典第 18 条
[32] 本意見募集稿第５条
[33] 本意見募集稿第６条
[34] 本意見募集稿第９条


©TMI Associates All Right Reserved

ことが求められるとともに、未成年者ユーザーの心理的依存、過度の没頭及び過度な消費等を誘導するアルゴリズムモデルを設定してはならないことが明らかにされている[35]。本条は、ネットワーク情報の管理・処置義務[36]と連携するものであり、アルゴリズムの設計からコンテンツの管理・統制に至るまで、未成年者に対する保護義務が課されている。

### （6）端末及び配信プラットフォームの技術的保障義務

スマート端末製品製造者及びアプリケーション配信プラットフォームに対し、それぞれ技術的な義務が課されている[37]。端末製造者は、未成年者モードの「連動、ワンクリック切り替え、退出時の確認、回避防止」並びに利用時間帯、利用時間、機能及び内容の管理機能を設けなければならない。配信プラットフォームは、未成年者モードの構築及び届出等の要素を総合的に考慮してアプリケーションの年齢適合範囲を科学的に評価すること、未成年者モードにおいて配信開始（ストア公開）及び更新の申請をするアプリケーションを厳格に審査すること、並びに年齢適合の要請に適合しないアプリケーションについてはダウンロード及びインストールを制限することが求められる。同時に、端末製品製造者及び配信プラットフォームは、提供が禁止されるサービス及び未成年者モードによる提供を要するサービスに係る上記の規定に従って、未成年者モードの要請を実施し、相応の未成年者ネットワーク保護義務を履行しなければならない。

また、未成年者モードは、未成年者の心身の健康を害し、又は影響を及ぼすおそれのあるネットワーク情報を識別する機能、未成年者の個人情報の権益を保護する機能、過度の没頭を予防する機能並びに監護人による監護職責の履行を容易にする機能等を備えるべきことが定められており[38]、あわせて、未成年者モードの届出及び年度検証のメカニズムが設けられている[39]。これらのルールにより、未成年者保護は、コンテンツの面から端末のオペレーティングシステム及び配信チャネルの面へと延伸され、未成年者ネットワーク保護に係るチェーン全体にわたる技術的管理が形成されている。

### （7）法的責任

ネットワークサービス提供者の義務違反に対しては、サービスの制限、ユーザー識別、未成年者モードの機能及び内容の表示、識別後のサービスの切り替え等の主要な義務を対象として、是正命令、警告、違法所得の没収及び罰金等の段階的な処分が設けられており[40]、是正を拒んだ場合又は情状が重い場合には、業務の一時停止、営業停止・整理、ウェブサイト若しくはアプリケーションの閉鎖、許可証若しくは営業許可の取消しを命じられる他、直接の責任を有する者に対する処罰の対象ともなり得る。この他、苦情申立ての窓口に係る義務に関する特別罰則[41]、スマート端末製品製造者及び配信プラットフォームの技術的義務並びに未成年者モードの届出に関する特別罰則[42]が設けられている。さらに、「未成年者保護法」「サイバーセキュリティ法」「個人情報保護法」「未成年者ネットワーク保護条例」等の規定との連携が図られており、民事上、治安管理上及び刑事上の責任を追及する経路も維持されている[43]。

執筆担当：申　含章

[35] 本意見募集稿第８条
[36] 本意見募集稿第７条
[37] 本意見募集稿第１０条
[38] 本意見募集稿第１１条
[39] 本意見募集稿第１２条
[40] 本意見募集稿第１８条
[41] 本意見募集稿第１９条
[42] 本意見募集稿第２０条
[43] 本意見募集稿第２１条


©TMI Associates All Right Reserved

## II. 中国法務の現場より

### ◆ 改正商標法の施行準備と税関における知的財産権協同保護に関する留意点

中国商標法は 2026 年 6 月 26 日に改正され（以下「**新商標法**」という。）、2027 年 1 月 1 日から施行される。これに伴い、施行後の業務処理方法及び審査審理ガイドラインについては、現在パブリックコメントが実施されている。また、国家知識産権局と税関総署は 10 月 8 日、「知的財産権協同保護の強化に関する意見」（国知発保字〔2026〕30 号）を発出した。本稿では、以上を踏まえ、中国に進出している企業がブランド保護の観点から留意すべき事項を述べる。

1．新商標法の下で見直しが必要なブランド管理事項

**（1）商標の構成要素の拡大と「使用」の範囲の変化**

新商標法は、商標の構成要素を音声、動き商標（動的標章）などに拡大するとともに（第 14 条）、インターネット等の情報ネットワークを通じた使用が「商標の使用」に該当することを明確にした（第 2 条）。これにより、越境 EC や SNS 上での使用も商標としての使用に該当し、実際の使用の証拠として、登録商標に対する不使用取消に対抗するために用いることができる。

**（2）誤認を生じさせる使用及び標識の変更に対する罰則**

新商標法には、誤認を生じさせる方法により登録商標を使用した場合、期限を定めて是正を命じられた上で、違法経営額の 5 倍以下の過料を科されることがある。違法経営額がない場合又は 5 万元未満の場合は、25 万元以下の過料を科されることがある。是正に応じない場合、登録商標は取り消される（第 56 条）。登録商標の標章を独自に変更した場合も、期限を定めて是正を命じられ、期限を経過しても是正しないときは 5 万元以下の過料を科され、情状が重大なときは登録商標が取り消される（第 57 条第 1 項）。

したがって、中国に進出している企業は、会社グループで登録している商標の標章と実際の使用態様とが一致しているかについて留意する必要がある。標識を独自に変更して使用することは、上記の罰則を招くおそれがあるため、ブランドの標識やデザインの使用を開始する前に、企業内部で事前に統一的なコンプライアンス審査を行っておくことが望ましい。

**（3）異議申立て期間の 3 か月から 2 か月への短縮**

新商標法は、異議申立て期間を 3 か月から 2 か月に短縮した。期間内に異議を申し立てなければ異議による救済を失い、無効宣告の手続によるほかなくなる。これに対応し、企業はブランド監視の頻度を調整し、社内の検討及び意思決定に要する時間を圧縮する必要がある。

2．輸出入段階における税関の知的財産権保護

2025 年、中国税関は侵害の疑いのある貨物を 3.87 万ロット、8,642 万点差し押さえた。知的財産権者が税関に新規登録したユーザー数は 5,431 件で、前年比 20.26%増加し、年間の税関知的財産保護の登録申請の受理件数は 35,220 件であった。このうち、越境 EC ルートでは 2.46 万ロット、290.21 万点を差し押さえており、差押件数が最も多い取締りルートとなっている[44]。この

[44] 税関総署による「2025 年中国税関知的財産権保護状況」（http://zms.customs.gov.cn/customs/2026-04/23/article_2026042310424678950.html）



©TMI Associates All Right Reserved

ように、税関の管理段階では、商標権侵害案件が差押案件の中で最も多い類型であり、越境 EC ルートにおける侵害行為は、取引・流通の場として最も多発している領域である。

### （1）二つの保護手段：職権による保護と申請による保護

現行の「知的財産権税関保護条例」（2004 年施行、2010 年改正）によれば、職権による保護は税関への登録を前提とする。登録は税関総署が受理し、書類を受領した日から 30 営業日以内に可否を決定する。手数料は不要である。登録後、税関が侵害の疑いのある貨物を発見した場合、通関を中止して権利者に書面で通知する。権利者が通知の送達日から 3 営業日以内に申請し、かつ担保を提供した場合に限り、当該貨物を差し押さえる。

申請による保護は税関への登録を前提としない。権利者が自ら、まもなく輸出入されようとしている貨物を発見した上で、輸出入地の税関に申請し、貨物価額に相当する担保を提供する。

### （2）二つの手段の相違点

中国税関の知的財産権保護においては、侵害の疑いのある貨物について、申請による差押えと職権による差押えの二つの方式がある。両者は、手続の開始、担保及び期限の点で差異が大きく、以下に詳述する。

申請による保護：権利者が自ら輸出入地の税関に差押えを申請し、貨物価額に相当する担保を提供することができる。税関は調査・認定を行わず、権利者は自ら裁判所に対し、侵害行為の停止を命ずる決定又は財産保全を申請しなければならない。差押えの日から 20 営業日以内に裁判所の執行協力通知を受領しない場合、貨物の通関が認められる。

職権による保護：税関が自ら検査し、侵害の疑いを発見した場合は権利者に書面で通知する。権利者が通知の送達日から 3 営業日以内に申請し、かつ担保を提供した場合、税関は貨物を差し押さえた上で職権により調査・認定を行い、差押えの日から 30 営業日以内にこれを完了しなければならない。差押えの日から 50 営業日以内に裁判所の執行協力通知を受領せず、かつ侵害を認定できない場合、貨物の通関が認められる。侵害を認定した場合、貨物を没収し、犯罪の疑いがあるときは公安機関に移送する。

### （3）税関協同保護メカニズムの実際的意義

国家知識産権局と税関総署の「知的財産権協同保護の強化に関する意見」によれば、両部門は商標・特許の基礎データ、登録及び没収案件の情報を相互に共有する。税関が調査を行う際には知的財産管理部門に協力を求めることができ、同一商品、類似商品、同一商標、類似商標の認定について問題がある場合には、同級の知的財産管理部門の意見を求めることができる。これにより、取消又は無効とされた商標に対応する登録は整理され、「誤った差押え」のリスクは相応に低下する。併せて、両部門がそれぞれ行った商標・特許の行政執行に関する回答を相互に通報することにより、侵害判断基準の統一が促進され、認定結果の予見可能性が高まる。

以上のように、中国の輸出入貿易（特に越境 EC 形態の取引）が急速に発展する中、国家知識産権局と税関総署の協同保護により、今後、輸出入段階における税関の知的財産権保護の日常的な管理が一層強化され、整備されていくものと見込まれる。

近時、商標の権利帰属に関する紛争により企業の商品が輸出段階で差し押さえられ、納品が 1 か月余り遅延しただけでなく、物流会社から損害賠償を請求された事例があった（原因は、当該貨


©TMI Associates All Right Reserved

物の滞留により、同一コンテナに積載された他の企業の貨物の輸送も併せて遅延したことにある)。したがって、輸出入貿易に従事する企業は、税関段階の知的財産権保護についてコンプライアンス管理を強化すべきである。例えば、OEM により輸出する企業は、通関手続を円滑に進めるため、あらかじめ委託者又は権利者が商標権を有しているか、許諾の範囲及び有効な地域について確認しておく必要がある。委託者が中国で商標権を取得していない場合、貨物の差押えのリスクを回避するため、当該商標が他人により先取り登録され、税関の知的財産権保護システムに登録されていないかを確認しておくべきである。

執筆担当：李　娟


©TMI Associates All Right Reserved

## III. バックナンバー

過去１年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

| 号数 | 紹介法令/判例 | 今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム |
|---|---|---|
| 2026 年 9 月号 | • 最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題についての解釈（改正）<br>• 法に基づき人工知能関連紛争事件を審理することに関する意見 | • 中国の人型ロボットの衝撃とフィジカル AI 時代の知財<br>• 上海、病欠期間中の給与支給制度に変化 |
| 2026 年 8 月号 | • 国務院による出入国管理に関する規定<br>• 「インサイダー取引・インサイダー情報漏洩刑事事件に関する司法解釈（2026 年改正）」<br>• 「大型個人情報処理者個人情報保護規定（意見募集稿）」 | • 中国におけるデータ財産権登記制度<br>• 「ガチ中華」の流行 |
| 2026 年 7 月号 | • インターネット情報サービス管理弁法（改正案に関する意見募集稿）<br>• 電子商取引法（改正案に関する意見募集稿） | • 【商標】第 5 次中国商標法改正の注目点<br>• 中国駐在員の一時帰国に際しての注意点 |
| 2026 年 6 月号 | • 国務院による対外投資に関する規定<br>• 広告における引証内容に関する法執行指南<br>• 法定退職年齢超過労働者の基本的権益保障に関する暫定規定 | • AI ツール豆包（ドウバオ / Dòubāo）が 6 月下旬から有料化 |
| 2026 年 5 月号 | • 最高人民法院、最高人民検察院による汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈<br>• 最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈 | • 流砂の歩き方を学ぶ（2） |
| 2026 年 4 月号 | • 反外国不当域外管轄条例<br>• 人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法 | • 「小規模個人情報取扱者の個人情報保護に関する簡略措置規定（意見募集稿）」の公表と実務上の留意点<br>• 中国の人型ロボットの衝撃と変化する法務対応 |
| 2026 年 3 月号 | • 営業秘密保護規定<br>• インターネットプラットフォームに関する独占禁止コンプライアンス指針 | • 厳しい時代にこそ明るい展望を目指して |
| 2026 年 2 月号 | • インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び | • EU が中国の禁訴令を WTO 提訴している事案の |


©TMI Associates All Right Reserved

| 号数 | 紹介法令/判例 | 今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム |
|---|---|---|
| | 使用に関する規定（意見募集稿）<br>• 自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026 年版） | 進展（MPIA による上訴仲裁判断）<br>• 【緊急解説】中国による日本企業の輸出管理規制リストへの追加と実務対応<br>• 中国ビジネス、風を読む |
| 2026 年 1 月号 | • 外商投資奨励産業目録（2025 年版）<br>• 対外貿易法（2025 年改正） | • 商標法の改正案について<br>• 中国のビジネス環境は改善している |
| 2025 年 12 月号 | • 広告引証内容執行ガイドライン(意見募集稿)<br>• 自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン（意見募集稿） | • 【TMI 拠点紹介ブログ Vol.3】日本企業及び中国企業の双方にとって、相談しやすい窓口へ ―上海オフィス―<br>• 日中関係のビジネス現場における直近の動向 |
| 2025 年 11 月号 | • 個人情報越境移転認証弁法<br>• 改正法<br>• 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿） | • 中国企業の海外進出動向 |
| 2025 年 10 月号 | • 企業が競業避止義務を実施するためのコンプライアンスガイダンス<br>• サイバーセキュリティ事件報告管理弁法<br>• 電子印章管理弁法 | • 中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり |

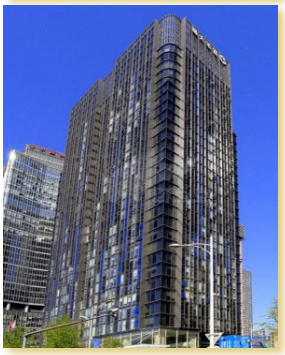
編集・発行
TMI 総合法律事務所
発行日
2026 年 10 月 30 日


©TMI Associates All Right Reserved

## TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ







東京オフィス
〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23 階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

上海オフィス
〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp

北京オフィス
〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大厦 3204 室
TEL：+86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp

## TMI 総合法律事務所拠点一覧




オフィス
東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/シドニー/ジャカルタ/クアラルンプール※
現地デスク
フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による



©TMI Associates All Right Reserved